

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

【植物検疫証明書を電子媒体で発給する国・地域の追加について (アジア州インドの追加)】

令和6(2024)年9月30日付けで、植物防疫所自ら輸出国の確認システムにより電子発給されていることを確認できる国として、アジア州のインドが追加されましたのでお知らせします。

令和6年9月30日現在の植物防疫所において輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国・地域

アジア	台湾、中国、 <u>インド</u> 、インドネシア、タイ、パキスタン、バングラデシュ
中 東	アラブ首長国連邦(UAE)
欧 州	スペイン、ロシア
アフリカ	南アフリカ、コートジボワール、ザンビア、ソマリア、 <u>ナイジェリア</u> ※ ※電子発給の様式でない(QRコードがない)場合は、電子媒体での 確認不可。
北中南米	米国、アルゼンチン、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、チリ、 ブラジル、ペルー、ホンジュラス、メキシコ※ ※電子発給の様式でない(QRコードがない)場合は、電子媒体での 確認不可。
大洋州	オーストラリア、バヌアツ

以上